

令和3年10月7日

保護者の皆様へ

茨木市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症に留意した就学時健康診断の実施について

この度、茨木市教育委員会では、学校保健安全法の規定に基づき就学時健康診断を実施いたします。学校保健安全法では、市町村教育委員会は来年度に小学校入学予定の児童を対象とした健康診断を入学の4か月前までに実施しなければならないと定められています。

就学時健康診断の受診は強制ではありません。欠席される場合は、入学までに治療が必要な疾病等があればかかりつけ医を受診する等のご対応をお願いいたします。

保護者の皆様につきましては、就学時健康診断受診にあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため下記の内容についてご理解とご協力をお願いいたします。

#### 記

#### ①健診受診の際は、以下のご協力をお願いいたします

- お子様及び付き添いの方のマスク着用
- 受診前の手洗い又は手指消毒

#### ②以下の場合、受診をお控えください

児童本人または同居家族等が

- PCR検査の結果、陽性の場合
- 感染疑いのためPCR検査を受検し、結果がでていない場合
- 濃厚接触者に特定された場合
- 体調不良(発熱、頭痛・鼻水・咳・のどの痛み等の風邪症状がある)の場合

※在籍している園所において新型コロナウイルスの感染が確認された場合でも、濃厚接触者に特定されていなければ受診いただけます。

#### ③健診実施について変更が生じる場合は、市ホームページにてお知らせいたしますので、こまめなご確認をお願いいたします

茨木市ホームページトップより > ⇒ くらしの場面から探す【学校進学】 >  
⇒ 就学時健康診断を各小学校で実施

問合せ先  
茨木市教育委員会 学務課 保健給食係  
TEL : 072-620-1681